

保護者の皆様へ

令和2年度(2020年度) 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

大阪市には、大阪市立小学校又は中学校の特別支援教育にかかる保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする「特別支援教育就学奨励費」制度があります。

申請を希望される方は申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

※ 就学援助または生活保護を受けておられる場合も申請できます。(ただし、支給費は限られます。4ページ【参考2】参照)

1 就学奨励費を受けられる方

次の ・ ・ のいずれか に該当される方が対象となります。

申請理由	「特別支援学級で学んでいる児童・生徒」の保護者
	➢ ひまわり学級やなかよし学級等、特別支援学級にお子様が就学している場合にあたります。
	通常学級で学んでいる「学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒」の保護者
➢ 「障がいの程度」については、3ページ【参考1】を確認してください。	➢ 「身体障がい者手帳のコピー」または「療育手帳のコピー」、あるいは「診断書」の提出が必要です。
	通常学級で学びながら週1回程度「弱視、難聴、言語障がい等の児童・生徒で、障がいに応じた特別の指導(通級指導)を受ける児童・生徒」の保護者
➢ この <u> </u> にのみ該当される場合は、 <u>通級にかかる交通費(通学費)</u> だけが支給対象となります。	

2 申請について

申請期限	学校の定める日まで(通学している小学校・中学校へお問い合わせください。)
提出場所	児童生徒が通学している小学校・中学校 申請書等にはたいへん重要な情報が含まれています。保護者の方が持参または送付をお願いします。

3 提出書類について

申請するにあたって、必ず提出していただく書類や、【1 就学奨励費を受けられる方】にある ～ の申請理由によって、提出を求めるものもあります。

次のA～Cは、申請理由にかかわらず、共通して提出が必要です。

提出書類		備考
A	特別支援教育就学奨励費申請書	・記入もれがないよう、注意してください。
B	世帯の所得金額がわかる書類	・生活保護(教育扶助)を受けている方は提出不要です。 ・所得金額の確認方法として【税情報を利用する】方法と、 【証明書類を添付する】方法があります。 詳しくは、2ページをご覧ください。
C	特別支援教育就学奨励費口座振替申出書	・口座振替を希望される場合に、通帳(金融機関名や口座名義、口座番号がわかる部分)のコピーを添付のうえ、提出してください。 ・前年度と同じ学校で、同じ口座を利用される場合は提出不要です。 (中学校1年生については、提出が必要です。)

次の(ア)～(ウ)は、申請理由によって、提出の有無が異なります。

申請理由	提出書類	備考
「特別支援学級に就学している児童・生徒」の保護者	(ア) 通学用品購入費申出書(注1)	・2～6年生が対象です。
	(イ) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費申出書(注2)	・1年生が対象です。
「学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒」の保護者	(ア) 通学用品購入費申出書(注1)	・2～6年生が対象です。
	(イ) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費申出書(注2)	・1年生が対象です。
	(ウ) 障がいの程度を証明する書類【必須】	・「身体障がい者手帳のコピー」、「療育手帳のコピー」、「診断書」(注3)のいずれかひとつを提出してください。 ・障がいの程度については、3ページ【参考1】を確認してください。

(注1) 申請理由が または の方のみが支給対象となります。
標準服(制服)、体操服、かばん、通学用靴、雨傘、帽子、水筒など、児童・生徒が通学のために通常必要とするものの購入にかかる経費について記入し、領収書やレシート等(コピー不可)を添付のうえ提出してください。

平成31年4月1日～令和2年7月31日までに購入したものに限ります。

(注2) 申請理由が または の方のみが支給対象となります。
標準服(制服)、体操服、ランドセル、かばん、通学用靴、雨傘、帽子、水筒、文房具など、新たに入学する児童・生徒が学校(通学含む)で通常必要とするものの購入にかかる経費について記入し、領収書やレシート等(コピー不可)を添付のうえ提出してください。

平成31年4月1日～令和2年7月31日までに購入したものに限ります。

(注3) 診断書については、本市の所定様式(大阪市特別支援教育就学奨励費申請用)により提出してください。

提出書類B：世帯の所得金額がわかる書類について

【税情報を利用する】方法、または**【証明書類を添付する】**方法により世帯所得を確認します。
方法によって必要な手続きが異なりますので、次の項目を確認のうえ、どちらかを選び、申請書にチェックをつけてください。

税情報を利用する場合

「税情報の利用」とは、市内に居住(令和2年1月1日現在)している申請者の同意に基づき、教育委員会が申請者に代わって、大阪市の住民基本台帳及び個人市民税課税台帳から審査に必要な情報の提供を受けることです。税情報を利用すれば、申請者が証明書の交付を受ける手間がなくなります。

税申告をされていないなど、税情報の提供を受けることができない場合は、追加で証明書類提出が必要になります。
(下の【税情報を利用せず、証明書類を添付する】をご覧ください。)

提供を受けた情報は特別支援教育就学奨励費の審査以外の目的には使用しません。また、提供を受ける税情報は当該年度分のみで、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、5年間保存後は消去します。

税情報の利用に関する同意は任意です。同意の有無で、支弁区分(「4 支給について」参照)に影響が出るようなことはありません。
年内(令和2年12月28日まで)に受け付けた申請分のみ、税情報利用が可能です。

申請書の【税情報を利用する】欄への記名・押印を忘れないようご注意ください。

税情報を利用せず、証明書類を添付する場合

世帯全員(平成14年4月1日以前に生まれた方)について、収入・所得の有無にかかわらず、
次のいずれかの証明書類を提出してください。

証明書類	備考
令和2年度 市民税・府民税証明書 ()	・市税事務所・区役所(出張所等含む)で発行 【令和2年6月以降】
令和2年度 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(コピー)	・勤務先を通じて交付【令和2年5月下旬】
令和2年度 市民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書及び 課税明細書(コピー)	・市税事務所から送付【令和2年6月以降】

証明書の発行を受ける際は、「課税(所得)証明書(個人市民税・府民税証明書)交付申請書」の「使用目的」欄で、「特別支援教育就学奨励費」の 印をつけてください。
<所得金額及び扶養人数や所得控除額等が表示されているものが必要です。>

所得が無いなどで市民税・府民税申告書を提出されていない場合には、事前に所得の申告が必要です。

お住まいの区を担当する市税事務所で申告を行ったうえで、証明書の交付を受けてください。

ただし、所得が年金または給与のみで支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされている方は、市税事務所での申告は不要です。

令和2年1月1日現在の住所が大阪市以外の方については、お住まいだった市区町村で課税(所得)証明書の発行を受けてください。

4 支給について

令和元年12月31日時点での「収入額」と「需要額」(3ページ参照)に基づき、支弁区分を「」のいずれかに決定し、その支弁区分に応じて就学奨励費を支給します。支給内容については、4ページ【参考2】をご覧ください。

決定した支弁区分については、令和2年10月頃に通知を予定しています。

令和2年12月及び令和3年4月(年2回)の支給を予定しています。

就学奨励費の支給基準について

支弁区分	支給対象基準額（4人世帯の目安）
段階	所得 440万円未満
段階	所得 440万円以上 735万円未満
段階	所得 735万円以上

（注）

この支給対象基準額は、4人世帯の場合の目安額です。実際の支弁区分は、社会保険料、生命保険料及び地震保険料等の控除金額などによって異なります。

生活保護（教育扶助）を受けている場合は、支弁区分「段階」として取り扱います。

収入額

- 生計を一にする者全員（申請書の「家族状況」欄に記載のある家族のうち、平成14年4月1日以前に生まれた方）の前年の合計所得金額から所得控除額（社会保険料、生命保険料及び地震保険料等）を差し引いた額を月額換算したものです。
- なお、同一世帯で2人以上、特別支援学校及び特別支援学級に通学している場合は、その通学者数から1を減じた数（例：通学者が2人の場合は「1」（2-1=1））に、生活保護法による障がい者加算の額を乗じて得た額（参考：令和2年度は2人目から1人につき26,850円）を収入額から控除します。

生計を一にする者全員とは、基本的には同居している方全員のことです。また、同居していないても、税法上、保護者の扶養親族になっている方や、保護者等家計を支えている方が単身赴任等により別居している場合も含みます。

ただし、同居でも、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は除きます。

需要額

- 世帯の1ヶ月の生計費をいいます。この生計費は、提出された申請書に記載された家族状況に基づき、厚生労働省の生活保護基準により算定したものです。
- なお、令和元年度に特別支援学校（小学部・中学部）又は特別支援学級に就学していた等、大阪市または大阪府から就学奨励費による通学費の支給を受けた児童・生徒がいる場合は、その通学費（通級による指導を受けるための通学費を含みます。）を月額換算した額を需要額に加算します。

参考1：障がいの程度について（申請理由）

教育委員会では、お子様がどの区分に該当されるか判断できません。

学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度について、お子様が「身体障がい者手帳」又は「療育手帳」の交付を受けている場合は、医療機関に確認し、「診断書」（本市所定様式）により提出してください。

区分	障がいの程度
視覚障がい者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難（※1）な程度のもの
聴覚障がい者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障がい者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療（※2）又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制（※3）を必要とする程度のもの
1	通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障がいを改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること
2	医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。
3	疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されること。
*	L D（学習障がい）、A D H D（注意欠如・多動性障がい）等の発達障がい、又は精神障がい（精神障がい者保健福祉手帳の交付者）は上記「障がいの程度」に該当しません。

参考2：支給内容について

支弁区分 や 申請理由 により、支給内容が異なります。

支給費目	支弁区分 段階	支弁区分 段階	支弁区分 段階
学用品・通学用品購入費	学用品購入費及び校外活動費については、学校徴収金（児童・生徒費）相当額の2分の1		
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	通学用品購入費については、通学のため通常必要とする用品の購入に要する保護者負担額の2分の1 (支給限度額：小学校6,620円、中学校12,525円)		
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	学校徴収金（積立金）相当の実費の2分の1 ただし、支給は年1回のみ。 (支給限度額：小学校1,845円、中学校3,105円)		
修学旅行費	学校徴収金（積立金）相当の実費の2分の1 ただし、支給は小学校・中学校でそれぞれ1回のみ。 (支給限度額：小学校10,790円、中学校28,860円)		
通学費	実費		実費の2分の1
交流学習交通費	実費		実費の2分の1
職場実習交通費 (中学校のみ)	実費		実費の2分の1
新入学児童生徒学用品・ 通学用品購入費	実費の2分の1 (支給限度額：小学校25,555円 中学校28,990円)		
医療費及び日本スポーツ 振興センター共済掛金	学校医療券発行() 及び 共済掛金・保護者負担額		
() 医療費については、学校医療券が発行され、治療にかかった医療費について、教育委員会から直接 医療機関に支払われます。(受診される前に学校への申し出が必要です。) 【学校医療券対象疾病】むし歯、慢性副鼻腔炎（ちくのう症）、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、 アデノイド、白癬、疥癬、濃痂疹、トラコマ			
就学援助、生活保護（教育扶助）を受けておられる場合は、支弁区分が 段階・段階で あっても、 <u>通学費、交流学習交通費、職場実習交通費</u> のみが支給対象となります。			
申請理由 にのみ 該当される場合は、 <u>通級にかかる交通費（通学費）</u> だけが支給対象と なります。			

【お問合せ先】 大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター

事務管理担当（就学支援グループ） 電話：06-6115-7641